

指定給水装置工事事業者のみなさまへ 境町上下水道課からの大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者のみなさんは 5年ごとの更新が必要となりました

※指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日から施行されました。

指定の有効期間が5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、法令の規定により、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下記参照）。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.04.1 ~ H11.3.31	2020（令和2）年9月29日まで
H11.04.1 ~ H15.3.31	2021（令和3）年9月29日まで
H15.04.1 ~ H19.3.31	2022（令和4）年9月29日まで
H19.04.1 ~ H25.3.31	2023（令和5）年9月29日まで
H25.04.1 ~ R01.9.30	2024（令和6）年9月29日まで

初回の更新の対象となる工事事業者様宛に、別途郵便でお知らせします。なお、郵便の不着等による再通知は行いません。

○更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・法人 定款及び登記事項証明書
個人 住民票
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）
- ・その他、町長が必要とする書類

○指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円（非課税）

○更新の要件は新規申請と同様です

※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法で規定された欠格要件に該当しない者

○申請時に4項目の確認を行います。（参考）

※法第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準についての確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇お問い合わせ

境町役場上下水道課

TEL：0280-81-1328

FAX：0280-86-7800